

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第 29 回民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

進行は、渡委員長をお願いいたします。

○渡委員長 本日、委員の皆様におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、本日は公務ご多忙にもかかわらず、中川大臣と園田政務官にご出席いただいております。後程、後藤副大臣もお見えになりますが、中川大臣と後藤副大臣は、この後すぐ公務のためにご退席されるとのことで、開会に先立ちまして、中川大臣から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○中川大臣 改めて、PFI を担当させていただいております中川正春でございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

委員の皆様には、これまでもしっかりさまざまな形で PFI 推進をしていただきながら発展させていただいたこと、感謝申し上げたいと思います。

私も実は、範囲が大分広い形で担当させていただいております。防災も含めて新しい公共、男女、共生社会と、いろいろ壁にぶち当たっております。その中で、財源という壁をどう克服していくかということが非常に大きな課題になっております。東日本大震災みたいに別途 19 兆円というような形で別建てでやっていくことは本当に例外的なことでありまして、あれをベースにして日本全国の防災計画をこれからつくっていくことを担っているわけですが、そんな中で改めて、この国を元気にしていくためにも、あるいは民間資金をその中に活用していくスキームというのを考えていく中でも、PFI というのが重要な役割を果たしているのだということを改めて実感しておるようなところでございます。

そういう意味から、本当はもうとっくにこの事業というのが全国展開で大きなボリュームになって伸びていかなければいけないところだと思うのですが、実際に防災のモデルをつくって、こんな形でつくれますよ、こんな形で組み立てられますよといっても、なかなか起き上がってこない。特に地方自治体レベルまでいくと、それが実際のものになってこないということが一つの数字自体が低迷しているということなのかと実感しています。

そんな中で、できればなぜそうなのか、何が引っかかっているのだというところも併せて皆さんで説明をしていただいて、制度として考えていかなければいけないところ、あるいはまた、政府としてインセンティブをどんなふうにつくっていくかという知恵をいただくというところも含めて御議論をいただければ本当にありがたいと思っております。

そんな御期待を申し上げながら、挨拶だけで申し訳ないのですが、前向きの話に持っていきたいのですけれども、どうぞひとつ、この後よろしくお願い申し上げたいと思います。

○渡委員長 ありがとうございました。

それでは、大変残念ではございますが、中川大臣はここでご退席されます。皆さん拍手でお送り願います。

(中川大臣退室・拍手)

○渡委員長 後藤副大臣がお見えになりましたので、引き続きまして、副大臣にもご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○後藤副大臣 遅参をしまして申し訳ございません。

本日はお忙しい中、委員の先生方には御参集いただき、ありがとうございます。

日本再生戦略の策定に向けて色々な議論が進んでおり、またなおかつ、いろいろな法案の処理も国会の延長があれば、多分 PFI 法も通過をする運びになると思ひます。いろいろな意味で、先生方の御意見がこれからの日本の強い経済の再生に向けて、その意見が反映されるように私の立場でも努力をすることをお約束して、簡単ですが冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○渡委員長 なお、園田政務官におかれましては、委員会の最後にご挨拶いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員会を開会したいと思ひます。事務方より、よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、改めまして事務方の方から御報告を申し上げます。本日は、委員 9 名のうち 6 名の委員に御出席いただいております、民間資金等活用事業推進委員会令第 5 条第 1 項に規定いたします、会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、委員の異動の関係でございますけれども、5 月 18 日付で専門委員お二人が交代されております。まず、新しく専門委員となられた方々の御紹介をさせていただきたいと存じます。なお、2 名の専門委員の方につきましては、平成 24 年 5 月 18 日付にて任命手続を終えております。

それでは、五十音順で御紹介させていただきます。A 専門委員でございます。

○A 専門委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 B 専門委員でございます。

○B 専門委員 よろしくお願ひします。

○事務局 以上です。

再び進行の方を委員長、よろしくお願ひします。

○渡委員長 それでは、会議を進めさせていただきます。

本日は、報告事項を含めて 5 つの議題がございます。それでは、最初の議題である、新たに創設されます官民連携インフラファンドの内容に伴う PFI 法改正法案に入ります。

先ほど大臣からもお話がありましたが、厳しい財政状況の中でインフラ事業を進めていくためには、独立採算型の PFI 事業を増やす必要があります。そのためのリスクマネーの供給手段として、国の資金を呼び水に官民連携インフラファンドを設立するものであります。前回の 1 月 13 日の委員会において、その内容やそれに伴って必要となる法律の改正案の概要等につきまして、事務局から説明をいただきました。同法案は、2 月 14 日に国会に提出され、現在はまだ未通過の状態にあります。大事な法案でございますので、政

府には法案成立に向け頑張っていたいただきたいと思います。

前回は、条文等の検討前の段階で概要のみの説明でございました。そこで、今回は、前回の概要から変更された部分と条文の内容につきまして、もう少し詳しく事務局から話しを聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、事務局から御説明させていただきます。

資料1-1、1-2、冊子のほうをあわせまして3つほど配付させていただいております。お手元にごございますでしょうか。こちらが民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の説明資料3つでございます。

前回の委員会では、資料1-1「法律案（概要）」を用いて御説明をさせていただきました。今回は、こちらの資料と白い表紙の冊子を中心に御説明させていただきます。白い表紙の中身、ふせんが貼りつけてあるかと思っております。そちらが法律の新旧対照表になっておりまして、こちらの資料と概要の2つを用いまして説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1-1「法律案（概要）」をごらんください。

まず、全体を申し上げますと、前回1月13日の会議で御説明した内容から基本的にはほとんど変わっておりません。（1）「設立」の中の趣旨を書いた部分は、前回よりもちょっと詳しく書いてございます。変更点はそちらだけになりますので、まず申し上げさせていただきます。

それでは、概要と、その概要がどこの条文になったのかということを中心に御説明をさせていただきます。

まず、（1）設立、アでございます。民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業に係る資本市場の整備を促進するとともに、当該事業を普及、推進することを目的とする株式会社形態の認可法人として設立するという内容でございます。こちらの趣旨は、前回のものよりも少し手厚く書いてございます。

こちらが法律上どこの条文に書かれているか申し上げますと、新旧の11ページをごらんください。左の方のページに31条「機構の目的」という部分があるかと思います。そちらに今申し上げた内容がほぼそのまま入っております。株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、特定選定事業、こちらは利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものでございます、又は特定選定事業を支援する事業を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に関する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを

目的とする株式会社とするということで、アに書かれた前半の趣旨が、31 条の「機構の目的」で書かれております。

これは、要するに認可法人として設立するという部分でございますけれども、少しめくっていただきまして、14 ページ、38 条でございます。機構については、計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければいけない。

続きまして、39 条で、所要の経路を踏まして設立の認可をするようになっておまして、こちらで株式会社形態の認可法人として設立することが明らかになっているということでございます。

続きまして、概要に戻っていただきまして、イでございます。イにおいて、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができると、政府出資について定めたものでございます。

こちら、条文上は、冊子を行ったり来たりして恐縮ですけれども、13 ページをごらんください。35 条に「政府の出資」という形で条文が規定してございます。概要に書かれているものと同じでございます。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができるという規定を置いております。

続きまして、(2) でございます。機構に民間資金等活用事業支援委員会を置きまして、民間事業者に対する支援、出資の決定とか貸付けの決定といったものにつきましてとか、あるいは機構が有しておる株式あるいは債権の処分等の決定をこととしております。

冊子の 16 ページ、第 45 条で、機構に、民間資金等活用事業支援委員会を置くという規定を設けております。

繰り返しになりますけれども、こちらの委員会が行う権限でございますけれども、すぐ隣の 46 条に、条文そのままでは見にくいのですけれども、1 号で特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定。後ほど出てまいりますけれども、支援基準に係る業務で、具体的には機構の方から、出資とか貸付けという業務については、この委員会に諮って委員会が決定するということになってございます。

続きまして、2 号でございます。56 条 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定となっております。機構が有する株式、債権の譲渡、その他の処分については委員会の決定を仰ぐということを規定しております。

続きまして、概要に戻っていただきまして、(3) ア、業務の範囲等でございます。こちらで、機構の業務の範囲等について書かせていただいております。まず、アでございます。機構は、事業者に対する出資又は資金の貸付け、これがいわゆる機構の出融資という部分でございます。それから、株式又は債権の処分、こちらは取得して処分をするという意味でございます。併せまして、公共施設等の管理者等又は民間事業、事業を行おうとする者に対して専門家の派遣又は助言等の業務を営むというのが、こちら推進機構の任務でございます。

こちらはどこに書かれているかと申しますと、冊子の 21 ページからになります。こち

らの 52 条を御覧になっていただければと思います。1 号におきまして、まず、事業者に対する出資ということを規定しております。併せて 2 号でございますが、一般社団法人あるいは財団法人に対しては出資という概念がなく、拠出という概念になっておりますので、1 号、2 号併せて民間事業者等に対して出資を行うということでございます。

続きまして、3 号でございます。資金の貸付けを行うということでございます。1、2、3 号併せまして出融資ということになります。

それから、4 号と 8 号を併せ読んでいただくこととなりますけれども、機構が株式を取得し、処分をすることができるということを定めております。

5 号と 9 号を併せて読んでいただくこととなりますけれども、債権を取得し処分をするということに関する条文を置いてございます。

続きまして、6 号、7 号でございます。こちらの条文で公共施設等の管理者等、公共側あるいは民間側に必要に応じて専門家の派遣、助言を行うことができるという規定を置いてございます。

あとは、若干、附帯業務を行うことができる等々の規定を置いているところでございます。

さて、この機構でございますけれども、概要に戻っていただきまして、機構が業務を行うに当たっては、内閣総理大臣が支援基準というものを定めることとされております。概要の（3）イ、内閣総理大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表しなければならないこととするという規定を置かせていただいております。

こちらは、23 ページの 53 条になります。内閣総理大臣が、機構が行う業務の基準について定めることとされまして、内閣総理大臣が機構というものをしっかり把握していくということがこちらで書かれております。

続きまして、（4）業務の実施でございます。支援を決定するときに、支援委員会の決定を経た上で機構は業務を行うこととなりますけれども、併せまして、機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないということで、内閣総理大臣に意見を陳述する機会というものを付与してございます。

こちらが、新旧で申し上げますと 24 ページの 54 条になります。2 項、3 項に、内閣総理大臣が意見を述べる機会を与えることについて規定を置いてございます。

続きまして、（4）業務の実施のイでございます。機構は、平成 40 年 3 月 31 日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととされている概要の部分でございます。

こちらは、冊子の 25 ページをごらんいただきますと、第 56 条第 2 項に、平成 40 年 3 月 31 日までに株式、債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないということで、概要に書かれていることがほぼそのまま書かれてございます。

続きまして、（5）その他、アでございますけれども、いわゆる政府保証でございます。

国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の債務を保証することができるということで、こちらは62条という条文にこの旨の規定を置いてございます。

新旧対照表で申し上げますと、26ページから27ページにかけての部分でございます。61条に、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができるという旨の規定を置いてございます。

概要の最後の部分でございます。内閣総理大臣、この機構の主務大臣の監督等の権限について定めたものでございます。概要の方には、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、報告、徴収、検査、監督上必要な命令等を行うことができるという条文を設けてございます。こちらは、62条、63条に監督について、あるいは報告、検査について規定を置いております。

雑ばくな説明になりましたけれども、以上、概要で掲げられた内容がほぼそのまま条文の方に落とし込まれているということを簡単に御説明申し上げました。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

C 専門委員どうぞ。

○C 専門委員 こちら、インフラファンドという名前がついておりますけれども、対象事業の方はインフラでなければならないのでしょうか、それとも、一般的なほかの公共事業も対象になり得るのでしょうか。

○事務局 31条を御覧になっていただくと、どういうことに対して機構が支援を行うかというところでございますが、31条の4行目、5行目、特定選定事業に対して支援を行うとなっております。この特定選定事業というのは何かというと、PFI法に規定するいわゆる選定事業のうち、利用料金を徴収し、かつ、利用料金を自らの収入として収受するというものになっておりますので、PFI法上の範囲内で、かつ、その利用料金を徴収し、自らの収入として収受する範囲内という形になります。

○事務局 補足いたしますと、要はインフラファンドという何がインフラかということかと思えますけれども、PFI法の公共施設等の定義というのがございまして、かなり広いものになっています。全部読むことはできませんけれども、道路、港湾、河川などの公共施設ですとか、要は道路、空港とかは例示で公共施設となっております。それから、庁舎、宿舍等の公用施設とか、そのほか賃貸住宅、教育文化施設、新エネルギー施設、人工衛星等、かなり広がっておりますので、そういう意味で、一般的なインフラという言葉の印象以上に幅広いものが対象になってくるかと思っております。

○C 専門委員 ありがとうございます。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

本法案は、先ほどの副大臣のお話しですと、今国会が延長となり、他の法案とともにまとまって通過する見通しであるとおっしゃっていましたが、そのように考えてよろしいで

しょうか。

○事務局 これは国会の方の話になるので政府としてこうと申し上げるのは難しいのですが、重要法案でありかつ予算関連法案だということで、その方向で速やかな御審議をお願いしたいという立場でございます。

○渡委員長 それでは、他にご意見がないようですので、2番目の議題に移らせていただきたいと思えます。

2つ目の議題は、平成23年PFI法改正に伴う基本方針の改正案についてであります。これは前回の委員会でご議論いただき、その後の過程における修正内容の取扱いは、私に一任いただきました。その後、3月23日に第2回民間資金等活用事業推進会議が基本方針（案）を作成し、同案は3月27日に閣議決定されております。

閣議決定された基本方針は、与党における議論等を踏まえて、前回ご議論いただいたものから若干変更されておりますけれども、前文の経済・社会情勢の追加等であり、本質的な変更ではないため、私の一任の範囲内で処理させていただきましたが、本日は、その変更点等につきまして皆様にご報告をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 再び失礼いたします。事務局でございます。

続きまして、資料2-1、資料2-2、お手元に2つあるかと思います。こちらが民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の策定についてということで、いわゆる基本方針について3月27日に議論を踏まえまして、閣議決定をさせていただきました。

資料2-2を中心に、御議論いただいた内容から変更になった部分を中心に御説明させていただきますと思います。

変更になった部分を緑字であらわしておりますので、順にページをたぐっていただきながら御説明させていただければと思います。

資料2-2の2ページ目でございます。2ページ目から3ページ目にわたる長文でございますけれども、趣旨は先ほど委員長から御説明いただきましたとおり、国と地方の財政の状況が非常に厳しいということ、緑字の部分ですが、冒頭に書いてございます。財政の効率性を高めていくためには、無駄の削減と予算の使い道の見直しが求められている。こういう一般的な状況認識というのがございまして、公共施設等の整備等についても経済成長に結びつく投資効果の高いものですとか、国民の生活都市、地域の活力を維持する、あるいは環境や防災等の課題に対応する公共施設など、そういう環境ですから、その必要性を厳しく精査した上で進める必要があるということ、まず認識した上で、公共施設等の新規投資や更新に当たっては、当然、既存の計画の見直しや施設の廃止も含めて選択と集中を強力に推進し、経済社会と人口構造の実情に即して再編を進めることが必要であると、我が国を取り巻く経済社会状況につきまして、まず認識を書かせていただいています。

こうした中で、PFIというのは真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図

る上で重要な役割を果たすものである。

どういう意味で重要なのかということですが、PFI 事業は民間の資金やノウハウを最大限活用するというものでございますから、当然、その中で資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることになります。こうすれば真に必要な公共施設等の整備等が効率的に進められることが期待されるということ、まず認識として前文の部分に追加させていただきました。

7 ページでございます。技術的な修正の説明は省略させていただきます。

先ほど申し上げたことの繰り返しに近いところではございますけれども、PFI 事業を推進することで、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られる。行財政改革の推進に資することが期待されるのだということ、やや繰り返しぎみに書かせていただいております。

続きまして、15 ページでございます。こちらもほぼ同じことでございますけれども、今まで2つの前文の状況認識を踏まえまして、特定事業の選定というものは真に必要なものであることが前提である、そういうことを前提として特定事業を選定していくのだということ、こちらに書いてございます。

続きまして、21 ページに飛んでいただけますか。我が国の状況の厳しさという話とちょっと毛色が変わって、選定手続をやっていく中で、官の側で十分な要求水準書を作成することが困難な場合、あるいはどういう想定がなされるのか予測が非常に困難である場合というのが考えられます。そういった場合には、応募者と意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限に活用していくのだということ、対話の重要性というものをこちらで書かせていただいております。

続きまして、36 ページ、37 ページでございます。こちらは、前回委員会でお出ししたときにはちゃんとした形で見せることができなかつた部分でございます。いわゆる個別法で管理者等が設定されているものと運営権との関係でございます。個別法において管理者等が設定されている公共施設等であって、当然、利用者から利用料金を徴収するものということが運営権の当然の前提でございますけれども、こちらについては別表という形できちんと位置付けをさせていただきました。

行ったり来たりして恐縮ですが、資料2-1の最後2枚をめくった形になりますけれども、施設名と根拠法令、公共施設等運営権の設定の可否についてきちんと規定をさせていただいております。こちらを御覧になるとおわかりいただけるかと思うのですが、基本的には多くの施設につきまして、公共施設等運営権の設定が可能になっております。

また新旧表に戻っていただくのですが、また書き以下で、これはある意味、当たり前なのですが、紛れのないようにきちんと書きました。要は、個別法で特段管理者等が設定されていないような公共施設等につきましては、利用料金を徴収するものに関しては、当然ですが運営権の設定が可能であるということ、ここを明記させていただいております。

続きまして、39 ページでございます。公共施設等運営権における、いわゆるリスク分担の話ですけれども、公共施設等の管理者側と事業者側できちんとリスク分担というものが当然必要になってくるのですけれども、ここは入念的にそれぞれが「自らのリスク分担に必要な措置を講ずること」ということを改めて書かせていただいているところでございます。

続きまして、45 ページでございます。運営権というのは全く新しい制度でございますので、会計処理ですとか税制上の措置等について不分明な点もあろうかと思えます。そういうことを鑑みまして、更新投資などにおける処理が特に分かりにくいということもございますので、会計処理については必要な基準が明確となるように必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置についてはきちんと周知を図らせていただくということを書かせていただいております。

最後の 58 ページでございます。こちらは技術的な話ではございますけれども、従前の基本方針に従って、実施方針を定めて実施している特定事業については、従前のものを使ってやってくださいと、混乱を招かないようにそのような規定を置いてございます。

駆け足になりましたが、変更点は以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

D 専門委員、どうぞ。

○D 専門委員 確認ですが、公共施設等運営権の事業期間については制限がないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 法令上の制限は特段設けられてございません。

○D 専門委員 国有財産法との関係で、所有権は公共が持ったまま運営権を設定することですから、貸し付けということは起こらないと思いますので、国有財産法の 30 年という制限がかかることはないという整理でよろしいでしょうか。

○事務局 運営権というのは、ある施設を運営管理する権利という形で今回設定されております。一方で、どのような権原に基づいて当該施設を使用と申しますか、一定の期間、権利を設定することができるかという話は、全く別の話でございますので、どのような権原に基づいて運営する権利を実行するかという話は別の問題というように法律上は整理されております。

したがいまして、今、国有財産を借りるという話であれば、それに関しては国有財産の賃貸借の契約に基づくもろもろの制限がかかってくることとなります。

○D 専門委員 所有権は公共に残して利用するということですから、賃貸借という概念は、国有財産を借りているという概念が出てこないのではないかと思いますのですけれども。

○事務局 運営権の形態にもよると申すのですけれども、運営権というものを実現しようとしたときに、そこも実際上は物理的に何ら入り込むことなく運営権を実行できるのであれば、勿論問題ないと思いますけれども、実際はそここのところで運営権を実行するために

何らかの権原がないと、実際の運営管理というのにはできない場合があるのではないかと思われます。

○D 専門委員 ただ、そうすると 30 年で切られてしまうと、空港なんかの場合、30 年で果たして経済性が出るかどうかという議論があるので、大きな足かせになってしまうと思うのですが、運営権というのは、その場所でその施設を運営する、ただ所有はしないという整理で、国有財産法の制限が打てないというふうに解釈できないものなのではないでしょうか。

○事務局 事務的に今御指摘の点も踏まえまして、再度、そうした解釈が可能かということは検討してまいります。一度、法律をつくる際の整理として、今申し上げたような形の整理をしていると事務的には聞いているのですけれども、今おっしゃったように実際の問題が生ずるといふ点も踏まえまして、事務的に検討させていただきたいと思っております。

○D 専門委員 ありがとうございます。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

E 専門委員、どうぞ。

○E 専門委員 今の話とも絡みますが、結局、ものによると思うのですが、権原は国・地方のままでもっていて、使用許可という形で運営権を行使するという形であれば権原の問題は生じないのかと思います。ただ、事業によっては権原が問題になる場合もあると思っておりますので、そこら辺りは整理いただければと思います。

今、御説明いただいた中で個別法との問題、36 ページのところ、個別法に関する規定がある場合の運営権の設定について、別表のとおりであるということで整理いただいたということですが、明確に示さないと実際上できるのかどうかははっきりしないということですので、これは本当に運営権が実効的に行使される上では非常に大事なことだと思っております。

2-1 の最後に別表でつけていただいているものの中で、「設定は可能」と書いてあるところですが、別途事業法の表が出ていますが、この可能という意味は、現行法、つまり根拠法令の水道法とか都市公園法とかございますが、それについては何もいじらずにいけるという解釈で所管庁と打ち合わせしたという理解でよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○E 専門委員 政省令とかも、特に何も手当てなしで解釈できるということですか。

○事務局 政省令の手当てなしでできるかどうかまで確認はしていないのですけれども、基本的には私どもとしては、現行法制で設定可能であると理解しております。

○E 専門委員 そうすると、運営権に抵当権をつけてということもできることになるということですね。全部について確認していないのですが、例えば都市公園法に規定されている 10 年とかいう中でやるのですか。やや細かい話になりますが。

○事務局 10 年とおっしゃいますと。

○E 専門委員 都市公園法は、公園管理者以外の者には使用許可が 10 年までという規定があつて、それは前からネックとなっていたのですが、それと違うことが可能なのかとい

うことですが、細かい話になるので、今、即答でなくても結構です。ただ、現行法はそのままいじらないでやるということによろしいということですね。

○事務局 はい。

○E 専門委員 了解しました。

○渡委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。F 専門委員、どうぞ。

○F 専門委員 国有財産法のところはまた後で確認させてください、何か必要になりそうな気がしますので。

それから、2つありまして、45 ページの税制上の措置について新たに書き加えていたところ、「また、運営権の存続期間中の更新投資などの会計処理につき」「必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置について周知を図ること」は、会計上のところと税制上の措置について書き分けがされているような気がするのですが、会計基準は必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置については周知を図ることというのは、税制上の措置の方はもう解決済みという認識で書き分けられているのですか。それとも、会計と税務も勿論違いますけれども、減価償却等、更新設備について税務が大切なのは皆さん御案内のとおりですので、この文言は、ここで何か書き分けの意図があるのかどうかをまず確認させていただきたいのが1点と、前回か前々回、渡委員長からも御指摘があったかと思うのですが、手続について、空港でも何でもコンセッションして国にお金が入る手続について、入札とは違うような手続が必要なのではないかと、私も同感なのですが、その辺りは今回のところには入っていない、もしくは入札と違うのだから違う手続をやってもいいという整理でしょうか。その2点についてお願いします。

○事務局 1点目につきまして、45 ページの話ですけれども、会計処理につきましては、現在、企業会計基準委員会と調整を図らせていただいております。会計基準は国の方で定めるものではございませんので、ほかの部分にも書いてございますけれども、民間の皆様方においてルールをお作りになるようなものに関しては、私ども国としては、今、こういう問題でございますということで持ち込んで、一生懸命状況の説明をして、こういう場合にはこういう会計ルールになるのでしょうかというお話をさせていただいているのですが、あくまで国が決めるものではありません。会計処理については、基準が明確になるような環境整備というのは、そういう意味でございます。

一方で、税制上の措置に関しましては、国として決めるものでございますが、御存じのとおり、税制上の措置は税の方の手続の中でどういうように措置するかということを決めていくものでございますので、ここで閣議決定、基本方針一本でこうする、ああするということを決める場ではございません。そういう意味で、決めることに関しては、別途、税制改正手続の中で決めさせていただいて、今、ここの基本方針の中で言えるのは、決まったルールに関しまして税制上の措置については、ちゃんとそれを明らかにしていきますというところを基本方針の中で明らかにさせていただいているということでございます。

2点目につきましては、基本方針の中では明らかにしておりません。勿論、我々として価値観は共有していますが、それは別途の場で明らかにしていくものだと考えております。

○渡委員長 G専門委員、どうぞ。

○G専門委員 今回、基本方針がかなり大改定されているかと思うのですが、次のガイドラインの改定と比較しまして、かなり基本方針では改定されているのだけれどもガイドラインには載っていないことがあるかと思うのです。今、皆さんがおっしゃっているような今回の基本方針のより具体化は、恐らくガイドラインの方に持ち越して、細かいところを検討するかと思うのですが、このガイドラインにかかわる検討課題例というのは、基本方針の改正の大きなところというのは入っていないのですが、それは何か意図というのはございますか。

○事務局 ガイドラインのところでまた詳しく説明させていただこうかとは思っているのですが、右上に例と書かれているように、少なくともガイドラインでこれについてはかちっと何かを書くのだろうということが、事務方として、かなりの蓋然性を持って想定されるのでないかということについて、例という形で挙げさせていただいて、基本方針に載っているもので、果たしてどういう形でブレークダウンしていくのがいいのかというのはいろいろやり方はあり得ると思うのです。そういう意味で、まだいろいろと考えていかなければいけないのだろうというものについては、今回、必ずしも明示的には書いてございません。

○G専門委員 ガイドラインのところでお願いするものなのでしょうけれども、ちょっと時間もたっていることですし、今までの検討でより具体化しなければいけないことというのがいろいろあるかと思いますので、包括的にガイドラインというのは見直していかなければならないと思います。

○渡委員長 H委員、どうぞ。

○H委員 いろいろありがとうございました。15ページの「真に必要なものである」というところを入れていただいて、非常に重要なことだと思うのですが、これまでの事業みたいなものが、やはり真に必要なかどうかという点からすると、その点があやふやなままにいろいろ政策的に進められてきたこともありますし、この点については今の御意見とも絡んで、ガイドラインの中に何らかの形で入れていただければと思うのです。

国にとっても地方にとっても、これは真に必要なかどうかというのは、やはりディマン드의部分をきちんと諮っていくという必要があって、その点については、まだ両者とも余りきちんとしたメカニズムみたいなものが確立されていないところでもありますので、是非そういったことをガイドラインの方に盛り込んでいただければと思います。そうでないと、有名無実になってしまうような危険性もあるのではないかと危惧しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 今日御説明させていただきました緑色の部分につきましては、先ほど委員長か

らも御紹介になりましたことと重なるかもしれませんが、閣議決定されたものなので、事前に政府・与党で調整させていただいて、与党の政治的なお考えに基づく部分が中心になっておると思います。この「真に必要な」というのは、行政的には、今、大部分の事業について事業評価というのをやって事業に入っていくということですので、そういう意味では、厳格な事業評価を踏まえてやっていくというところに収れんするのかというふうに思っております。

○渡委員長 よろしいですか。他にご意見ございますか。

それでは、本件に関する意見交換は以上で終わりとさせていただきます。なお、ご意見として出てきたいくつかの問題点につきましては、事務局の方で対応願います。

○事務局 承知いたしました。

○渡委員長 それでは、3番目の議題に入らせていただきたいと思います。平成23年のPFI法改正に基づき、基本方針が先程のとおり改正されましたので、続けて実務上の指針となるガイドラインを改定する必要があるとございます。ガイドラインにつきましては、これまで当委員会でもとりまとめまいりましたので、今回の改定につきましても本委員会でもとりまとめまいります。

特に今回のガイドラインの改正においては、コンセッション方式や民間事業者による提案制度などの新しい項目が入ってきておりますので、この改定作業が非常に重要になってくると思っておりますので、よろしくお願います。

それでは、このガイドラインの改定に向けた検討課題等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。今度は資料3をごらんください。1枚紙でございます。

先ほど御指摘があったところとちょっと重複をしてしまうのですが、この紙の位置付けでございます。先ほども申し上げましたが、こちらは、ガイドラインで何を定めるべきかということについて包括的に書いたものとはなってございません。あくまでも検討課題（例）という形で書かせていただいております。事務方でいろいろと考えましたときに、少なくともこういうことについては、ガイドラインについて何らかの記述が必要であろうということについて例示的にピックアップしたもので、ガイドラインを具体的にどうしていくのかというのは、当然のことながら今後の検討ということになっていこうかと思っております。そういったことを前提といたしましてペーパーをごらんになっていただければと思います。

大きく2つに分けてございます。1つは、今年度上半期までに検討する事項、もう一つは今年度いっぱいかけてきちんと検討すべき事項ということでございます。前者については、少なくともこの2つ3つについてはかちっとやる必要があるし、ガイドラインに記載することになじむであろうということでございます。

まず1つ目、民間提案等に係る部分ということで、今回、平成23年の法改正で盛り込まれた、いわゆる民間提案制度のことに関する部分でございます。「等」という形でほか

していますけれども、3つ掲げさせていただいております。1つ目は、まず提案するためには、きちんと公共施設等の管理者等から情報提供がないと、当然なかなか提案というのはできませんから、こういった管理者等の側からこういった情報提供をやっていくのかということについて書く必要がある。あるいは、民間提案の添付書類に記載する事項と、法令に書いていることだけで民間提案が完結するかということ、必ずしもそうではない。民間提案という手続にのるに値すると言うと、ちょっとおこがましい言い方になるのですけれども、きちんとどういうものを書いてもらうと検討をやっていただけるだろうかということについて、これもきちんと検討していく必要があるであろうと考えております。

もう一つ、管理者等における民間提案に係る情報の取扱いでございます。こちらは、受け取った後の情報、当然、知的財産に係るような情報も含まれているでしょうから、そういったものを公共施設等の管理者側でどういうふうに扱っていくのかということは非常に重要な問題ではないかと考えております。

続きまして、株式流動化・債権流動化に係る部分ということで、これはかなりいろいろなところから、この流動化というものが重要ではないか、検討すべきだという指摘を受けているところでございます。これについては、そもそもどういうふうに考えていくかという基本的な考え方を整理し、範囲とか基準を明らかにしていく必要があると考えております。

その他、建設・改修・維持管理の範囲の明確化ということですが、こちらはそれぞれの語句に含まれる意味を明らかにすることによって、運営権の中に一体何がどこまでできるのか、あるいは運営権ではなく、普通の特定事業という形でやる必要があるのかといったことをきちんと明確化していく必要があるのではないかと考えております。

以上3つについて、勿論これに限定されるという趣旨では全くございませんけれども、法律が施行されてから時間もたっていることですし、上半期9月末ごろには何とか検討していくことができると事務方としては考えているものでございます。

もう一つ、今年度をかけてきちんとというのは、公共施設等運営権に係る部分でございます。ここに書かれているのは例示で、様々な検討課題が当然想定されますので、そういった中できちんと時間をかけて検討していく必要があるのではないかと考えている部分でございます。例えば、更新投資の実施等の取扱いをどうするのか。運営事業を実施していく中で、当然、途中で大規模な投資なりが出てくるようなものも想定されますので、そういったものはどういうふうに取り扱っていくのかということでございます。

もう一つは、先ほど話に出ましたけれども、運営権のいわゆる選定のプロセス、あるいは契約手続に係るものをどういうふうにやっていくのかということについて留意事項というのは当然検討されるべきですし、ガイドラインにも記述がなされるべきであろうという部分でございます。

最後の部分でございますけれども、公益上の必要による運営権取消しに伴う損失補償に係る留意事項。運営権の取り消しについては2つございまして、そのうちの一つが公益上

の必要による運営権の取り消しということになっているのですけれども、こちらは運営権という権利を取り消すわけですから慎重に判断する必要があるでしょう、そういうときにどういった基準で取り消しというものを判断していくのかということをごきちんとしてガイドラインに掲げる必要があるという趣旨でここに掲げさせていただいております。

走りながらになってしまいましたけれども、事務局からの御説明は以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

ガイドラインの改定につきましては、ここに書いてある項目以外にもいろいろな問題があると思います。そこで、改定作業につきましては、今後新たに部会を設置の上、そこで検討を進め、とりまとめの結果を委員会で審議した後、正式に決定することとしたいと考えております。

この部会の委員および専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定によりまして、「委員長が指名すること」となっております。また、部長につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第2項の規定によりまして、「委員長の指名する委員がこれに当たる」となっております。

つきましては、部会の人選、部長の指名等につきましては、委員長である私にご一任をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、後日メンバーの選定後、ご連絡を申し上げます。

続いて、ガイドラインの改定内容、今後の進め方等につきまして、何かご意見がございましたら、お願いいたします。

I 専門委員、どうぞ。

○I 専門委員 ちょっと質問をさせていただきたいのですが、恐らく私自身の理解が間違っていたのかもしれませんが、一番下の「運営権取消し」という字句があるのですが、取消しができるということは、もともとの運営権という性格は行政処分なのですか。そこを確認させていただきたいのですが。

○事務局 おっしゃるとおり、運営権の設定は行政処分でございます。

○I 専門委員 そうすると、「公益上の必要」というくくりがありますけれども、いずれにしても公共が、一方的にと言うと語弊があるのですけれども、御判断によって運営権を取り消すことができるということですか。

○事務局 ええ、公益に基づく撤回といいますか、そういうことかと思っております。

○I 専門委員 そうすると、これは実際に始まっていないから全然わからないのですが、例えば先ほどのファンドが目先の部分に入っていたり、あるいは民間がプロジェクトファイナンスで長期契約のような、いろいろな事業推進にかかわる関係者がおられてコミットをしているわけですが、そういうものもこういった取り消しの事例であると、全部一斉にとめられてしまっていて清算をしなければいけないということですか。

○事務局 蓋然性の問題はともかく、制度的にはそういうものを予定しています。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

J委員、どうぞ。

○J委員 ガイドラインの民間提案のところですけども、民間提案に関する法律というのは海外には結構あって、重要なことが提案の受理、検討、回答、公表体制を事前につくっておくということなので、それを項目として是非入れていただきたいと思います。

○渡委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○渡委員長 ほかにありますでしょうか。D専門委員、どうぞ。

○D専門委員 民間提案をどんどん積極的に出してもらうためには、民間提案した人に何らかのベネフィットがないとだれもやりませんので、制度を生かすか殺すかもそれ次第というふうになりますので、それは非常に重要な論点で、それを是非検討していただければと思います。

○渡委員長 それは良いご意見ですね。

A専門委員、どうぞ。

○A専門委員 今のお話に関連してですが、インセンティブを別途付与するために、基本方針上は「民間事業者を適切に評価すること」と規定されています。今後、評価時の加算点等、具体的な評価方法を例示列举していただく方向で検討を進めていただきたいと思います。

○渡委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 できるだけそういう方向でやりたいと思いますけれども、評価基準自身がそれぞれの公共施設管理者が、また、それぞれの事業について決めていくようなこともございますので、こういう場合は何%増しとか、どこまで具体的に決められるかは、技術的な制約もあることを御理解いただければと思います。

○渡委員長 F専門委員、どうぞ。

○F専門委員 24年度末の先ほどの御質問にも関係するのですが、「公益上の必要による運営権取消しに伴う損失補償に係る留意事項等」と最後に「等」がついているからだと思うのですが、運営権取り消しの場合と、理屈をいえば協定があるので協定を解約して、例えば不可抗力で解約する場合がありますし、民間側から解約したいという、手続はいろいろあるのですが、途中で終わる場合がありますので、そのときの支払い方とかも含めた、正常でないと言ってはあれですが、期間満了ではない終わり方に伴う損失補償を含む留意事項という理解も含めて検討するというところでよろしいでしょうか。

○事務局 前々からの議論で、事前に契約でやっておいたらどうかとか、そんな話があったと思うのですが、ガイドラインですから、そうしたものの基準になるようなという観点で検討を進めていきたいと考えております。

○F専門委員 ありがとうございます。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

K 専門委員、どうぞ。

○K 専門委員 先ほど、ガイドラインのところで、これは具体的にどのガイドラインにどのような形で反映されるかというのは、恐らく先ほどのお話のあった部会のところでまとめていかれるのだと思うのですが、現状のガイドラインのどこにどのように入れていくのが、使い手にとって使いやすいのかということを十分御検討いただきたいと思えます。

先ほど、H 先生の方から、例えば真に必要なというのはどのように判断されるのかというお話があったと思うのですが、恐らく VFM のガイドラインに載っている規定に基づいて VFM の選定評価というのは行ってまして、この項目が入ると、恐らく多くの発注者が、これはどのような形で特定事業選定のところに反映したらいいのかと実務的に非常に大きな問題が生じてまいりますので、実務のことをよく踏まえた形でガイドラインにそれぞれ反映していただけると大変ありがたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

○渡委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 作業的にはおっしゃるとおり、いろいろガイドラインの検討項目・課題とか、今、いただきましたけれども、どんなものがガイドラインになじむのかという議論を最初にし、それが各々どこに、「契約」か、「プロセス」なのかという形で場所を得たところに落とし込んでいく。その落とし込んだところで、またしかるべき記述にブラッシュアップしていくという作業になろうかと想定しております。ありがとうございます。

○E 専門委員 このガイドラインの検討課題の「その他」のところで、「建設・改修・維持管理の範囲の明確化」というのがございますが、是非このところで、先ほども議論した個別法との関係でどこまでできるかということについてもお願いしたいと思います。先ほど設定が可能ということにはなっておりましたけれども、途中まで申し上げたのですが、例えば都市公園法は 5 条とか 6 条で 10 年を超えることができないという規定を持っていて、それとの関係でどういうふうに見るかとか、個別法はいろいろ規定がございますので、その中での整理も是非ここでしていただけたらと思えます。

先ほどの別表の一覧表はとてもよいと思うのですが、更にそれをもう少し細かくするというのもやっただければと思えます。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

○D 専門委員 今の新旧対照表の 15 ページで、「真に必要なもの」というのが新しくつけ加わったということですが、以前の間とりまとめでは 2 倍にするという目標もあって、この「真に必要なもの」というのは制限的に働くと、2 倍にするどころか 2 分の 1 になってしまうということになってしまいますので、K 委員もおっしゃられたように、ここの意味の問い方は非常に重要ではないかと思えます。

○渡委員長 P F I 事業は、今、むしろ案件が減少している状況であり、新たに制限を加

えるものではないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。先ほども申しましたけれども、私どもの理解といたしましては、真に必要なものであることが前提であることということで、先ほど事業評価のことを申しましたけれども、まずは公共事業としてやる必要があるということが前提であり、無駄な公共事業はやらないという、ある種当然のことが書かれているものと理解しております。

○渡委員長 ほかにご意見ございますか。

A 専門委員、どうぞ。

○A 専門委員 24 年度末ごろまでに検討する事項の中の、損失の補償方法等の留意事項に関してですが、先ほど、公益上の必要による取消基準の判断という話がありました。それを踏まえて、補償方法等を事前にどこまで具体的に検討するかというのが一つの論点という理解でよろしいでしょうか。

○事務局 今までの御議論で私が理解しておりますのは、1 つは、公益上の取り消しをくらってしまったときに、法律上の手続で一定額払って、そこから先は訴訟でどうぞという法律の手続はあるのですが、そのときの算定の仕方が1 つ基準としてございましょうし、そこに行く前に、あらかじめ契約でそうなる前に予防的に、法律の手続のところまで行く前に、当事者間でどういう形で起こるべきことを予測して、こういったことが起きたときはこういう形でやっつけよう、あるいはそうした基準の計算に関してはこういうようにしていこうということをおおきめ定めることも想定しながら、先にできるだけ決めていこうということをおおきめを皆さんはおおきめだつたと。ですから、そうしたものに関して基準を定めるというのが1 点ございます。

もう一方では、先ほど F 先生がおっしゃったように、そもそも公益上以外の、つまりこの取り消し事由以外のもう少し広いもろもろの、どちらの帰責というのではなくて、少なくとも民間なりにしてみると不慮のアクシデントが起きてしまったというときに、それをどのようにこなしていくかということに関して、事前に何らかの定めができないかということも含めてルールができないかということをおおきめだつというふうには私どもは受けとめております。

そうしたことに関して、できるだけ契約で措置する上で基準になるようなガイドラインをつくれないうようなオーダーをいただいているという認識を持っておりますので、これからのガイドラインの作業の中でそうしたことができないかということをおおきめしていきたいということをおおきめでございます。

○A 専門委員 例えば韓国版の PFI の事例ですと、テグとプサン間の高速道路の案件などで、いわゆる事業運営権、今回の改正 PFI 法上の公共施設等運営権に非常に近似した物件が用いられております。当該案件などでは、バイアウト・オプション（国への買取請求権）などを国帰責事由における損失補てんの方法として規定しているケースがございます。こういった事例もいろいろと参考にしながらガイドラインの作成に役立てていただければと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

○L委員 先ほどから出ている基本方針改正の資料2-2の15ページの「真に必要な」の話ですけれども、公共事業に係る政策制定というのは多分2段階に分かれていて、公共事業を行うか行わないか。行おうとしたときにどういう形態で行うか。それが従来型の公共事業なのか、PFI型なのかということなので、頭の整理がつかないと思い始めているのは、先ほどの事務局からの説明だと、恐らく事業評価というのは、仮に従来型の公共事業でやるとしたときに、果たしてコストに見合う便益が見込めるかどうかというところで判断するのだと思うのです。ただ、そうなると、従来型の公共事業でやると余り便益はなさそうだけれども、PFIでやるとコストが安くなるので意外と便益が出るという、そのグレーゾーンみたいなやつはどういうふうに判断するのかということ、恐らく財政学者的にこの(4)をどう解釈するかというときに、PFIだからやっていいのだというふうになると安易な公共施設の拡大になってしまうので、その辺り、多分、やる、やらないというのとどういう形態でやるのかということ、やる、やらないの意思決定をするところで、PFIを視野に入れて考えるのか、従来型の公共事業であくまでもやる、やらないの判断をするのか、そういうのを整理しないとよくわからないことになるような気がしました。

○事務局 そこは、実態上は確かに両方あるようでございまして、必ずしもB/Cの出し方で統一的なルールがあるわけではない。ただ、PFI方式でやることを、先ほど先生がおっしゃったように、グレーゾーンみたいなことでB/Cがクリアーできるということは最低限のことだと思いますし、いずれにせよ、これもお話がありましたように、PFIだから多少緩くてもやっていこうということにはならないということは言えるのかと思っております。

余りクリアーな回答ではなくて恐縮です。

○渡委員長 K専門委員、どうぞ。

○K専門委員 今に関連して、是非御議論いただきたいと思いましたが、今、民間事業者による附帯事業のようなものをPFIでやっていきたいという話は結構多いのかと思っております。私がよくかかわる中で、下水道施設の中で、いわゆるバイオマス事業をやっていこうというのがあります。多分、公共事業としてやろうとしたときに真に必要なかどうかというのは微妙な問題があるかと思うのですけれども、こういうのをPFIとして積極的にやっていくべきだという流れなのかなと。

例えば、そういう事業に対して、この「真に必要な」というのをどのように判断していくかというのは非常に難しいのではないかというふうに個人的には思っておりまして、特にガイドラインの中では(1)の「民間提案等に係る部分」というところと併せて、是非そういった附帯事業として民間の企画力を生かしながらPFI的なものをやっていくという流れを壊さないような形でガイドラインを具体化していただけたらと感じております。

○渡委員長 ありがとうございます。 D専門委員、どうぞ。

○D専門委員 今に関連で、ここで見ると財政状況の中でということで、お金の点だけが強調されているわけですけれども、本来、PFIはお金だけではなくて、サービスの質の向

上というところも入っております、なかなかそれが金銭的に評価できなくて、お金だけが選考しているような面もあるのですけれども、もう施行されて 10 年以上たっていますので、金額でははかれない便益のところも評価した上で PFI が必要なのか、そうではないのか、そういう判断をしていけるようにしてほしいと思います。

○渡委員長 それは良いご意見ですね。

○事務局 若干補足しますと、先ほどから事業評価の話をしておりますけれども、事業評価自身も B/C だけではないですし、PFI も数値化された VFM だけではない判断になるということも補足させていただきます。

○渡委員長 ありがとうございます。

M 委員、どうぞ。

○M 委員 公共施設等運営権の評価について、それぞれプロジェクトごとに個性は強いとは思いますが、何らかの基本的な考え方だとかをガイドラインの方に示していければいいのではないかと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。その点について、事務局回答願います。

○事務局 ガイドラインと言うよりも、先ほど申し上げた会計基準の方でということになると思います。場はともかく、非常に重要な事柄ということは認識しております。便益そのものの評価と、その後の投資の評価と、おのおの評価は重複させることができますので重複部分と、どういうふうに扱うかということは事業ごとに違いますので、慎重に扱ってまいります。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

それでは、ガイドラインの検討内容、今後の審議の進め方等につきましては、いただいたご意見を参考に進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、部会のメンバー選定後、委員の皆様には速やかにご連絡いたします。

それでは、4 番目の議題に入らせていただきます。議題は「震災復興における PFI の活用について」です。昨年 8 月の第 26 回委員会において、東日本大震災の復興における PFI の活用について検討するために、震災復興 PFI ワーキンググループの設置を決定し、その後 7 回にわたって開催していただきました。今般、ワーキンググループでの検討結果についてとりまとめていただきましたので、ワーキンググループの座長を務めていただきました N 委員長代理から、その内容をご報告いただきたいと思います。

N 委員長代理、よろしく申し上げます。

○N 委員長代理 それでは、ワーキンググループを代表いたしまして報告させていただきます。資料 4 でございます。

渡委員長の御提言によりまして、このワーキンググループを設置して検討を進めてまいりました。「はじめに」は、その背景について書いてありますけれども、2 番目の項目の「被災地域の状況を踏まえた PFI 活用の課題と対象事業分野の抽出」ということで、どういう事業分野を選んだのかということを書いております。前半は PFI 法の改正によりまし

て、いろいろな新しい PFI の適用の分野を広げていって、それについて震災分野でも検討すべきであるというふうに書いておりますけれども、3つ目の段落でございますが、一方で、被災地域におきましては、皆さん御承知のとおり、これまで PFI の実績は少なく、地方公共団体や当該地域における団体や民間事業者においては、PFI に関する実務的な情報が不足していたという背景がございますし、なによりも多様な震災対応や緊急かつ膨大な復旧・復興事業の執行を行っていますことから、PFI 導入に充てることのできる職員の数が絶対的に不足しているという状況がございます。

また、被災地方公共団体におきましては、極めて厳しい財政状況の中で復旧・復興を迅速に進めるため、まずは災害復旧にかかわる国費、あるいは復興交付金等の確保・活用による事業の推進が優先的な課題とならざるを得ないという状況でございます。ですので、事業の準備に一定の時間やノウハウ、労力を必要とする PFI 活用のプライオリティーは、残念ながら必ずしも高いものとは言えないのが実情でございます。

そのため、あくまでも現段階におきまして被災地域で PFI を活用するのはどのように考えたらいのかということで事業分野を検討いたしました。まずは防災性の確保・向上の観点から、緊急性は高いものの、当面、公的資金の調達が困難であるような事業が1つは対象として現実的であろうと。一方で、被災地方公共団体の実情を踏まえたと、余り難しいといえますか、今までなかったような事業というのをいきなり持ってくるのも難しいということですので、比較的蓄積のある分野が必要だろうということでございます。

比較的蓄積があったとしても、従来どおりの手続でしたらなかなかうまくいかないこともありますので、まずはそれを円滑に進めるために、そのような事業において手続を簡易化する等の使いやすさの向上を図ることを考えることが重要であろうと考えております。

以上の考え方から、あくまでも当面の対象事業としましては、地域の防災性向上・確保等の観点からのニーズ・緊急性が高く、PFI の実績も比較的豊富な庁舎等の施設整備型の事業を中心として想定し、これを前提に手続の簡易化等の検討を行うことといたしました。

ページを繰っていただきまして、7ページの次にパワーポイントの絵が入っておりますけれども、1枚目が今御説明しましたことを矢印で書いた絵でございます。

1枚繰っていただきまして2枚目ですが、やった作業といたしましては、まずは地方公共団体の復興復旧計画が出そろった段階で、どのような事業項目があるのかということをご精査いたしました。その中では、緊急性の観点から、それから、従来の PFI 事業実績があつてなじむものという形で精査したことでございます。その中ではいろいろな項目が上がってきたわけでございます。しかし、一方で災害復旧にかかわる国費、復興交付金等が手当てできるものならば、今の緊急状況におきましては、PFI に取り組むのが地方自治体にとっては難しいと思われるということで、振り分けていきますと、現在のところ、庁舎等の施設という形に選定されたという経緯でございます。

また、文章のところに戻っていただきまして、2ページ目の3でございますけれども、庁舎等の実績もございまして、これを従来のとおり実施しても、実際に地方自治

体で取り組めるかどうかという問題もございます。まずはこれを簡略化できないかということで検討いたしました。これまでPFI事業を進めてくる中におきまして、ややもすれば丁寧な取扱いと申しますか、慎重な取扱いの中で手続が複雑化、長期化してきたところもないとは言えませんので、そこについて検討したということでございます。

その中で、ここに挙げております7個の主な項目でありますけれども、これらの項目に対しまして、簡略化あるいは簡素化等のことができないかということで検討しておりますが、これにつきましては、詳細は後ほど御説明いただくことになっております。

これによりますと、事業の検討から手続期間に関しまして、大体従来のPFIのやり方は2年9か月ぐらい要していたところを1年3か月ぐらいは短縮できて、1年6か月ぐらいで進めるめども一応たってきたということでございます。それにつきましては、また後ほど御説明いただきます。

こういうものを進めるためには、やはりある程度マニュアル等の整備が必要かということで、4番目でございますけれども、これらの手続をわかりやすく記述したような震災復興事業へのPFI活用マニュアルというものを作成することが必要というふうに考えました。マニュアルは内閣府に作成していただくこととなりますけれども、ワーキンググループでは、それを支援するために具体的な案文等を想定しつつ検討を進めました。今、内閣府でその要点をとりまとめ、このマニュアルの原案等をつくっていただいた段階でございます。

次のパラグラフでございますけれども、我々としても内閣府においてはこうした検討の成果を踏まえて、早急にこのマニュアルを作成し、できるだけ早い時期に各地方自治体に示していただきたいというふうにお問い合わせする次第でございます。

ただし、このマニュアルをつくることに時間を要しても実際の効果はございませんので、ある程度の段階で実際に適用するという形で、ある意味では進めながら改定していくことも視野に入れてという形のことを提言しております。

これにつきましては、先ほどの図面の3ページをごらんいただければと思います。これは、上の段が地方公共団体、真ん中が内閣府、そして委員会・ワーキングという順に行がなっておりますけれども、左の方から、ワーキング開始からの経緯を示しております。ワーキングにおける検討結果、マニュアル原案が今作成できている段階でございますので、今日の委員会で私が御報告していることでございます。この後、御審議いただきまして、手続簡略化の方向性につきまして方向が決まりましたら、まずはマニュアルの作成に向けて進めていただくことと、何よりもこういう庁舎等のPFI推進を内閣府でやっているということを地方自治体に周知していただいて、それこそ地方公共団体で検討していただくという形が重要かと思っております。

それを介しながらマニュアルを早目に地方自治体に提示することによって、地方自治体でそういう事業を進めていっていただく。必要に応じて、ワーキングでまたその中身を検討していくという形になるかと思っております。

一方で、後ほど御説明があろうかと思いますが、内閣府の立ち上げ支援として、専門家

派遣等がございます。その中で、より地方公共団体の中で実態を反映した形のことも進んでくるのかと考えております。迅速性が問われている問題と認識しておりますので、マニュアルもまずバージョン1をつくりながら、右の方に書いておりますけれども、現場での活用状況を踏まえてマニュアルを改定するなど進めながら、もう一方では、より広範な事業に対する検討というものも重要かと考えております。

恐れ入りますが、もう一回文章のところに戻っていただきますと、最後に補足を書いております。ここでは庁舎等の施設整備型の事業ということで想定しておりますが、あくまでも当面の活用という形で考えております。復興段階に進み、今後、事業分野も限定されるものではなく、内閣府あるいは他の省庁でもそういう調査もなされておりますので、復興の段階が進むにつれまして、より広範な事業分野に対する適用の可能性について検討、拡充について、さらなる検討をしていく必要があると認識しております。

最後に注記でございますけれども、ここでは多くの実績がある庁舎等の事業につきましては、こういう形の簡略化ということも可能性があるという形で提案しております。しかし、これがすべてのPFIに対して適用できるというふうにはなかなかいかないかもわかりません。ただし、こういう形の簡略化をすることによって、PFIの推進という意味では非常に効果があるということも確かでございます。その簡略化と従来型のやり方と、両方の長所、短所というものを比べながら、ほかの分野につきましては検討していく必要があると考えております。

詳細につきましては、事務局の方から御説明をよろしく申し上げます。

○事務局 では、この部分はワーキング事務局として御説明いたします。

まず、お付けしている最後のフロー図、スケジュール表をごらんいただきたいと思えます。ワーキングの方の議論といたしましては、従来、PFI事業というのは、一番上に書いてございますように、がっちりやると大体2年半から3年弱かかるわけございまして、一番下に緑の部分で書いてあるのが、通常公共事業でやる場合は2年ちょっとかかるということでございます。緑の部分が公共事業のプロセスです。

被災地の場合には非常に急がないと、なかなかプロセスの流れに乗っていけないだろうということで、1年半ぐらいという、先にワーキングの場では目標を設定しまして、その中におさめるにはどうしたらいいかという御議論を先生方にいただきました。その中で、これはその1からその6まで書いてございますけれども、後で御説明いたしますが、各々導入可能性、実施方針、特定事業評価、入札説明書、民間事業者の募集、評価のプロセス、この各々について短縮化を図ることによって、もしくは簡略化を図ることによって、目標である1年数か月ぐらいで大体やりおおすことができるというモデルがつけられるのではないかと御議論をいただいたということでございます。

では、詳細に入らせていただきます。4ページでございますが、まず、バリュー・フォー・マネー（VFM）の簡易化でございます。御存じのとおり、VFMは現在、3回通常に行われていまして、最初に導入可能性調査の時点と、特定事業を選定する時点と、最後の民

間事業者選定の時点。ただ、勿論これは行政として手戻りがないようにということで1個1個プロセスを踏んでいるという意味があるのですが、一方では、それだけ時間もお金もかかっているということで、被災地の状況にかんがみて、特に典型的な庁舎・宿舎のような施設の場合に、1回目からこれで大丈夫かという形でのVFMの計算をすることは、そこまでがっちりやる必要はないだろうということで、定性評価、それから数字、どちらかで説明するものがあればいいではないかという考え方をお示しいただいたということでございます。

2点目は、質問回答の部分でございまして、通常、実施方針公表時、入札公告時、各々に事業者の皆様方に質問等をする機会をお願いしているわけですが、この点につきましても、典型的なものであれば実施方針の公表後に質問することによって、事業者の皆様方はそれだけ準備が手早くできるというメリットがあるかと思いますが、一方で、それだけ当然のことながら、いただいて、お返ししてということで時間がかかる。その部分は典型的な手なれたものであれば、入札公告のところで一遍にできるだろうということで、この部分も軽減、省略することができるという方向性をいただいております。

ただ、非常に意味のある質問をいただいた場合、これだけは明らかにしておいた方がいいという場合は回答した方がいいのではないかとこの部分もでございます。

3点目でございますが、既存の設計書を活用しようということでございます。震災復興の場合には、典型的に壊れたものをつくり直すという部分もでございます。そうした場合に、今、PFIというのは全部性能発注の形に落として公告をしているわけですが、この部分に関しましても、特に手なれていない公共団体につきましては、いつも手なれた公共施設の発注の方が当然やりやすいでしょうということで、典型的なもの場合には、既存の設計書がある場合には設計書をお示しして、それに対してできるだけ広い提案をいただくという形で民間のノウハウをそういう形で組んでいくということもあり得るのではないかとこの方向性をいただいたところでございます。

4点目、6ページの方に入りますが、審査委員会ということで、地方自治法の規定で、実は業者の皆様方を選ぶときに総合評価をする場合には、まず基準を定めたときに学識経験者の意見を聞き、その場でだれにするのかということを決めるときにも、もう一回聞く必要があるのではないかとこの御意見をいただきますと、学識経験者の御意見を賜るというような、これは政令レベルでございますけれども、ルールになってございます。実際、数回行われているということですが、2、3回はこういったルールによるものです。ただ、それ以外にも広く有識者の皆様方からプロセスの中で御意見を賜りながら入札手続を進めているということで開催されており、スケジューリング等もございまして、そうしたことに時間がかかるということで、これを法令上求められているものだけに限定していいということも一つの考え方ではないかというのがこの部分でございます。

それから、5点目でございますが、業務要求水準書（案）作成の省略でございます。基本方針を定めるときに、実は業務要求水準書（案）という形で、既に一度前倒しでお示し

をしていました。この点もできるだけ丁寧にやっていく、(案)が示されることよって、当然、準備の前倒しもできるということで、よりよいPFI事業ができるというメリットが当然あるわけでございますけれども、一方で、まず実施方針のときにここまで(案)を示せということになりまして、行政側にとってはそれだけ前倒しの負担がかかるということで、この部分も典型的なものであればそこまでは要らないだろうという形で省略できるのではないかという方向性をお示しいただいたということでございます。

最後は落札者選定基準の評価項目の簡易化ということございまして、この点に関しまして、双方ともに、評価項目が多ければ、当然のことながら評価するのにも時間がかかりますし、提案する側もそれなりに労力と時間がかかります。その点に関しまして、できるだけ簡易化して、意味のある評点に絞って評価項目をつくり、提案をいただくという形にしていこう、提案項目はできるだけ絞っていこうということでございます。

あとは、こうしたことを進めていく上で、できるだけひな型とか文書のモデルみたいなものをお示しして、それによって手続というものはできるだけ簡略化、スピード化ができるのではないかということで、是非ともこういう方向性をいただきましたので、私どももいただいた(案)をもとに、先ほどN先生から御示唆いただきましたけれども、何らかの形で現地に示せるものを早急にまとめるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

本件についてご意見があると思いますが、この後もう一つ議題が残っているので時間がございます。本報告は復興事業におけるPFIの活用ということで、スピード感のある対応が求められております。今回、N委員長代理を含めワーキンググループの皆様には、きわめて短い時間で精力的にご議論いただき、素晴らしい報告書にとりまとめていただいたことについて、感謝申し上げます。

一方で、委員の皆様方には、本日初めてお示しすることとなりましたので、この場でご議論をするよりも報告書をお持ち帰りいただき、いろいろなご意見を、事務局に何なりとお伝えいただければと存じます。

その上で、本報告書については、事務局で皆様のご意見を受けとめ、さらに整理した上で、先程お話しがあったとおり、例えば被災地におけるPFIの手続について、分かりやすい手引書をつくるなどの形で、被災地の復興に結びつけば良いと思っております。

したがって、たいへん申し訳ありませんが、本日は時間の関係で、報告書の中身の質疑応答はしないことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○N委員長代理 はい。

○渡委員長 では、そのように対応いたしたいと思っております。N委員長代理におかれましては、座長として議論をとりまとめていただいたことにより、たいへん有意義な報告書ができ上がりました。また、この報告書に関わった皆様方に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

手引書ができあがりましたら、皆様にご報告させていただきたいと思えます。

それでは、時間も残り少なくなってきましたので、最後の議題に入らせていただきます。

最後の議題は、平成 23 年度の委託調査結果の概要報告であります。昨年 10 月の第 27 回の委員会において、今後のモデル事業の進め方について事務局から説明を受けました。

その際、今後のモデルプロジェクトの進め方を検討し、短期的調査と中長期的課題に分類し、まずは短期的な調査を行うこととなりました。

調査の対象としては、

- ①PFI に至るまでのプロセス、
- ②汎用性の高い事業・グッドプラクティス、
- ③実施方針策定後、事業化されなかった事業

の 3 点に分けて調査することを決め、それぞれについて委託調査を行いました。本日は、その調査結果につきまして事務局から説明を受けたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○事務局 この点に関しましては、委員会の方で御審議いただきまして、今、委員長から御紹介いただいた 3 点に関しまして、私どもは内閣府として、コンサルタントへの委託調査という形で発注いたしました。具体的には〇様の方に調査委託しまして、実際に現場でどういうことが起きているかという話でございますので、今日はコンサルの方に出席を求めておりますので、〇の方から具体的な説明をお願いします。

〇〇 それでは、ただいま御紹介いただきました〇でございます。本日は、こちらの説明を、私、P、隣に座っております主任担当者の Q の方で質疑を行っていきたくと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料 5 につきまして、表紙をめくっていただいて、まず 2 枚目、今回の調査の目的ですが、PFI 手法の活用を広める方策を検討する基礎資料とすることを目的に、ただいま委員長から御説明がありましたように、1 点目、PFI 事業化に至る公共の意思決定に関するプロセス、2 点目としまして、今後の PFI 活用の参考となるグッドプラクティス、3 点目といたしまして、実施方針策定以降に事業化しなかった事業、それらの各種資料を収集して、また、各自治体にヒアリングを行って分析を行っております。

3 枚目のシートですが、PFI 事業は、公共事業全体の実施件数から比べますと、その件数が非常に少ないことから、公共施設の整備等の立案、構想、計画のプロセスのどの段階で PFI 以外の手法が選定されたのかを明らかにすることを目的に調査を行いました。

プロセス調査の対象としましては、資料に記載してございますが、人口規模が数万人の町、市、中核市、政令指定都市を含んだ 5 つの地方公共団体に対して調査を行いました。そちらの地方公共団体におきます PFI の活用指針の策定状況、指針におきます検討対象事業の基準、PFI 所管部署の有無ですとか、PFI の実施状況につきましては、資料のとおりとなっております。

ページをめくっていただきまして、4 枚目と 5 枚目のシートです。4 枚目につきまして

は、PFI の活用指針を策定されている団体で、事業手法がどのように決定していくかというところをフローとして示しております。一番上の事業の発案は、事業担当課の方で行われまして、基本構想の策定、基本計画の策定、おおむねこの基本計画策定段階でPFIの導入検討が行われておりました。PFI 導入検討につきましては、PFI 適用要件の検討ですとか、簡易的なVFMの算定を実施されておきまして、その段階でVFMの発現が期待できない事業ですとか、工期や補助制度から事業の実施条件が合わないものについてはPFI以外の手法が選定されております。デザインビルドやDBOなどのPFI以外の事業については、この段階でPFI以外の手法として決定されております。また、この段階でVFMの発現が期待される事業につきましては、その下のPFI導入可能性調査の予算が計上されて、導入可能性調査が実施され、その結果を受けて、庁議で事業手法、PFIの事業化が決定されていくという状況になっております。

PFI の活用指針が策定されていない地方公共団体におきましても、大体この基本計画策定段階で事業手法が決定されているというところで、一般的にはこのようなプロセスの中で事業手法が判断されているという流れになっております。

5枚目のシートになりますけれども、一番下のところ、PFI 導入検討の段階で、VFM の発現が期待できない事業（小規模事業や民間の創意工夫の活用が小さいと思われる事業）、耐震改修など早急に事業を実施する必要がある事業、運営等の事業範囲が確定しない事業、このような事業の場合にはPFI 導入検討を行わずに、PFI 以外の手法が採用されております。

続きまして、6枚目のシートになりますが、これまでに確認した地方公共団体の意思決定プロセスから、PFI の活用促進を深めるためには、早期の段階から多角的な視点による発案をすることと、事業規模で一律に判断するのではなくて、事業特性を踏まえてPFI 導入を検討する必要があると考えております。

続きまして、7枚目のシートから、調査の2点目、グッドプラクティスに関する調査となっております。PFI 事業の成功例を、他のPFI 事業で活用するための調査としまして、今後検討されるPFI で参考にしてみたいという目的で、下の枠内に示しておりますが、中央合同庁舎7号館の整備事業、長崎市立図書館の整備運営事業、（仮称）プラザノースの整備事業を対象に、PFI 手法を活用したことによって実現したと考えられる効果、官民双方にとってより良好になるための工夫、事業を円滑に進めるための工夫などを調査・分析しております。

8枚目のシートで、中央合同庁舎7号館がどのような事業であったかということを中心に整理しております。

中央合同庁舎7号館の整備事業についてですが、下の9枚目のシートになりますが、PFI の活用によってどのような効果があったかというものを整理してございます。こちらの事業では、民間のノウハウや技術的能力を活用されたことで、どんな効果があったかといいますと、まず施設面でいきますと、制震構造などによる高い防災性能や、2棟の超高

層ビルによる高度利用、旧庁舎等を含めた景観計画。

施設以外のところでいきますと、飲食店や物販など、ビジネスに必要なサービスを提供する民間収益施設が導入されているといった効果が挙げられております。

ページをめくっていただきまして、10枚目のシートになりますが、PFIを活用したことでどのような民間ノウハウが活用されたかを、要求水準と提案内容を検証する形で整理してございます。

設計業務要求水準書では、民間収益施設を容積上、約8,000から1万8,000平米を活用することが可能と提示されておりますのに対しまして、最大の1万8,000平米の民間収益施設が整備されたことで、土地の高度利用の実現や民間のビジネス機会の獲得が実現しております。また、主に入居者向けのサービスの他にだれでも活用できる商業施設の導入もされておりますので、それらが地域の活性化ですとか、経営の安定化に寄与していると考えられます。

続きまして、下の11枚目のシートから長崎市立図書館整備運営事業の例でございます。概要としましては、下のオレンジ色の枠内でございますような事業となっております。

12枚目のシートになりますが、こちらの事業は、PFIの活用によってどのような効果があったかというところを整理していただきまして、図書館機能の充実による市民サービスの向上が実現し、小学校跡地の有効利用が図られて、休日の官庁街にも人の流れの創出を実現した事業となっております。

シートの右側に、こちらの施設の1階の平面図をつけておりますけれども、右下の多目的ホール、その上の新興善メモリアル（学校跡地）、あと、左側に救護所メモリアル。図書館以外でも人の流れをつくる動線の確保といった工夫が見られております。

13枚目のシートになりますが、要求水準書と提案内容を検証する結果としましては、図書館の運営方法、特に導入設備については細かい水準まで示されておきませんが、事業者の提案によって、積極的な管理システム導入による自動化が図られるという点ですとか、図書館利用者向けの飲食サービスとされていた機能についても、図書館とは別の直接入ることができる入口を設けることで、だれでも利用できるレストランが整備されて、地域の活性化ですとか、こちらにも民間事業者の経営の安定化に寄与していると考えられています。

シートをめくりまして、3事業目のプラザノース、さいたま市の事業であります。こちらの事業概要につきましても、下のオレンジ色の枠内のおりとなっております。

プラザノースの事業におきましては、地域の核となるコミュニティー施設として多様な機能の複合化を実現し、開発をリードし、文化施設を導入することで地域のポテンシャルを上げるというような事業になっておりまして、シートの左側に施設の配置図をつけておりますが、右下、市民広場の左側がさいたま市の北区役所、市民広場の上が図書館、斜めの矢印がありますが、入口を入りましてエントランスとホール、矢印の先に市民活動の場のユーモアスクエアとかがございまして、2階に上がって市民の活動エリア、そこから隣接する大型商業施設への連絡通路が整備されておきまして、新たな地域づくりの核施設と

なるべく工夫が見られております。

16 枚目のシートになりますが、要求水準と提案内容の検証では、特に設計の業務要求水準に定められた景観づくりの推進ですとか、各施設の特性に応じた施設配置、こちらは景観形成のための指針で示されたものが的確に民間提案において具現化されているとともに、明快な施設構成によって合理的に配置がされた施設となっております。

17 枚目のシートになりますが、実施方針策定以降に事業化されなかった事業の調査として、PFI 法施行後におきます地方公共団体の 30 事業を調査しております。30 事業の調査としましては、事業化しなかった理由が応札・応募者なしが 3 件ですとか、応札・応募者が 1 者のみ、応札・応募者の指名停止、議会の非合意、その他の理由で 30 事業を確認してございます。

シートをめぐっていただきまして、その中の応札・応募者なしと、応札・応募者が 1 者のみの事業ですが、こちらは 9 事業ございまして、それらのみの理由としましては、民間事業者にとって事業自体の収益性が低い事業であったのではないかという可能性が考えられます。

また、そのような事業への対応案ですが、民間事業者の参画意欲を高める事業スキームとする工夫があるだろう。具体的には事業範囲の拡大ですとか、募集期間を十分確保するとか、リスク分担において過大な負担を民間に求めない必要があるだろうと考えております。

19 枚目のシートですが、応札・応募者の指名停止、または指名停止を予期しての辞退によって事業化しなかった事業が 7 事業ございます。ゼネコンの談合事件が発覚した時期とこちらの 7 事業は大体時期が重なっておりますから、その理由によって事業化されなかったと考えております。

20 枚目、議会の非合意・政策変更によることを理由として、事業化されなかった事業が 8 事業ございました。こちらの理由につきましては、導入事業の検討段階において、市民等への説明・意見の把握不足であった理由が考えられます。また、当該事業そのものではなくて、落札者に対する不信によって議会で否決されているという例も見られました。このような事象に対しましては、事業計画等について市民等への説明をきっちり行って理解を得られるように努める必要があるのではないかと考えております。

最後の 21 枚目のシートになりますが、事業化しなかった経緯が特徴的なものとしまして、6 事業が確認されました。こちらの理由としましては、事業計画地に事業に影響する瑕疵があったり、経済・金融環境の悪化によって、事業における需要が減退し、民間事業者の参画が見込めなくなった。あとは、公募型プロポーザル方式によって優先交渉者決定後に、業務範囲やリスクに対しての合意ができなかった、そのような可能性があると考えております。

このような事象への対応案としましては、事業リスクの分析や需要予測の精度を高めてあげて、更に質の高い事業計画となるように検討を重ねる必要があるのではないかと考え

ております。

以上、大変簡単でございますが、23年度の調査報告とさせていただきます。

○渡委員長 ありがとうございます。

ただいまの調査報告につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。N委員長代理、どうぞ。

○N委員長代理 最後の実施方針策定以降に事業化しなかった事業の調査ですが、ここでは、先ほどのお話も関連するのですが、本来PFIに向いていないのがあったのではないかと私も考えているのです。ここでは、どうやればPFIになったのかという形の補足をされているのですが、こういうタイプは向いていないということをしっかりと広報することも重要ではないかと考えています。そこについてはいかがでしょうか。

○○ 先ほどの御議論の中で「真に必要か」という話がありましたが、社会情勢の変化等で優先順位が変わったり、本当に必要なのかといった議論で否決された例もございますし、公共性の強い事業のため、民間に任せることに対してなかなか納得いただけなかったというものもございます。

必ずしもPFIだからだめだったのかというところは難しいところがあって、そうではない面があるのかなとも思っています。PFIになじみにくい事業だけではなくて、PFIの実績があるのですけれども否決されてしまっている例もかなり多いということです。

○N委員長代理 そこを明確に差別化して御報告いただいた方がありがたいと思います。どこに原因があるのかということを示すことで、PFIに向いていない事業はわざわざ検討することはないわけなのです。そこら辺は、まず一つ関所が要ると思います。本来、公共事業としてやるべき話と、事業調達としてPFIをとるか従来型でやるかという話は別の次元のものですから、そこは識別して整理していただければ大変ありがたいと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、このモデル事業の検討状況につきましては、今後、適宜事務局から委員会に報告していただきたいと思います。また、先ほどのN委員長代理にまとめていただきました被災地域におけるPFI事業の活用につきましては、ここまでまとめていただいたわけですから、ぜひ分かりやすい手引書をつくり、この委員会に報告していただきたいと思います。この2点に関して、事務局には対応をお願いいたします。

追加項目として、あと2つ報告事項がございます。

1点目は、民主党がこの度出しましたPFI/PPPの推進に関する提言についてです。厳しい財政事情の中で社会資本の整備・維持管理を着実にを行うためには、民間の資金やノウハウを活用することが必要であり、政権交代後、民主党の重点項目の一つにPFI事業の推進が取り上げられ、今回、党としての提言がとりまとめられましたので、その提言の概要を事務局より説明していただきます。

2点目は、PFI推進室における民間事業者からの提案制度を活用した案件の掘り起こしに関する報告です。

この2点を事務局より簡単に説明していただき、その後、園田政務官よりご挨拶していただきたいと思います。それでは、事務局より説明お願いいたします。

○事務局 まず、民主党の5月31日のペーパーでございます。党の方でもしっかりとやれということで、今回、党としての決定というものを賜りました。

要点は4つでございます。1点目の法律改正で推進会議が設置されております。全閣僚がメンバーの会議でございますが、これをしっかりと司令塔として活用して、政府全体でやっていこうということでございます。その中で、「理由」と書いてあるところのちょっと上でございますが、専門家である民間資金等活用事業推進委員会を民間の知恵を吸い上げる場として活用するということで、この委員会にも大いに期待するということが位置づけられているところでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございますが、今、法律を出しているさなかの機構についてです、インフラファンドでございますが、創るときにはしっかりと民間の優秀な人材を活用していけよということでございます。

3点目は、いわゆるユニバーサルテストングと言われているものでございますが、予算措置するときにPFIというものをしっかりと可能性に関して検討しようということで、この点に関しましては、イギリスで過去にやったことがございます。実は、成長戦略の中では、こういう検討に関して、今年・来年の2年間でやるというような工程になっていたのですけれども、PFIの重要性にかんがみて少し前倒しすべきではないかという点を御指摘いただいております。外国の例もしっかりと検討し、財政当局である財務省とか総務省といったところを中心としながら、しっかりと予算の中の位置づけというものを検討すべきではないかという御示唆をいただいているところでございます。

4点目といたしまして、そうしたものを推進する上で、各省の知恵を入れることができるような推進室なり準備室の体制というものをしっかりとつくっていけよという励ましの文書をいただいたということでございます。

それから、2点目でございますが、内閣府の民間資金等活用事業推進室というペーパーでございます。2枚めくっていただいて、横長のフロー図で御説明いたします。

要は、震災復興地域に関しまして、この分に関しては予算の制約がある意味緩やかでございましたので、オールジャパンで私どもはやりたかったのですけれども、その部分はなかなか厳しくて、今年また頑張りますけれども、震災復興地域に関しまして、地方公共団体と民間事業者を相手にしっかりと掘り起こしていこうということでございます。専門家も派遣しますし、運営権とか提案制度とか、被災地でございますから複数のものを一遍に数年かけてやっていくといったときに、一遍に計画を作ってしまうよということで、そうしたものをやるときにはしっかりと私どもで調査費をつけて御支援いたします。それから、民間事業者の皆様方が、震災直後でございますけれども、省エネとか環境型とか循環都市とかいろいろな未来都市型の構想をお出しになったと思うのですけれども、なかなかそういったものが被災地の状況にかんがみて十分検討されずにそのままになっていると

いう状況があるように承知しております。そうしたものの中で、PFI 事業としてちゃんと具体化できるものがあるのであれば、民間事業者の皆様方の構想を PFI 事業まで持つてくるようなお手伝いもできないかということをございます。そうした地方公共団体あるいは民間事業者の皆様方に対する御支援の募集というものを、上 3 つに関しては来た順にどんどん採択し、下の 2 つに関しては 7 月末と 9 月末の 2 か月続きで出していただいて、そこで選んでいくという形で御支援していきたいということをやっておりますので、是非ともあちこちに PR いただいて、また応募いただいてということをお願いしたいということをございます。

以上でございます。

○渡委員長 大臣も会議の冒頭、この財政事情が厳しい折、PFI が大いに拡大することを願っているとおっしゃっていましたが、今回の案件募集が PFI の活性化に寄与することを期待します。

それでは、最後に園田政務官からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○園田政務官 今日本当に長時間にわたりまして、委員・専門委員の皆さん方の御議論をいただきまして、ありがとうございました。

冒頭、大臣からもまず御挨拶で申し上げさせていただきましたけれども、昨年 23 年の法改正の際には皆さん方に大変お世話になって、コンセッション方式が導入され、更にこれを推進していくために今般のインフラファンドを創設させていただく法改正を行うということで、国会に提出させていただいたところですが、申し訳ございません。国会の諸調整もありまして、法律がまだ成立していないという状況になっております。

そういった意味では、一刻も早く PFI のインフラファンドの創設がかなうような形で、先ほど渡委員長からも力強い御下問をいただいたわけでございますけれども、政務がしっかり汗をかかせていただきまして、成立に向けて全力を尽くしたいと思っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願い申し上げます。

それからまた、ガイドラインにつきましても、先ほど御議論いただきましてありがとうございました。皆さん方、今後、また部会の中で設置をされ、そしてまた、様々な形でこのガイドラインを作成していただくということをございますので、是非よりよいものになっていくように、私どもとしてもしっかり皆さん方の御意見を踏まえて頑張りたいと思っておりますので、引き続きの御指導をお願い申し上げます。

そして、何といたっても、今回の震災の復興に際しての取組みといったことが重要であると思っております。今日は、ワーキンググループの報告をいただきまして、それをまた私どもとしてもしっかり踏まえてまいりたいと思っております。当然、案件形成も民間事業者の皆さん方からも御議論をいただいて、どんどん提案をいただきたいと思っておりますし、また、自治体がなかなかそこに対する対応というものが弱ってしまっているという状況もありましたので、内閣府としてもほかの省庁の皆さん方のお力をお借りしながら、

自治体の支援といったものにも全力を尽くさせていただきたいと考えているところございまして、言わば政官学がしっかり手を結ぶ中で、この震災復興が一つひとつ現実のものになっていく、その中のPFIの手法というものが私は大変大きな起爆剤にもなっていくという思いで取り組んでいただいているところでございますので、そういう面では、やはり推進委員会の先生方、皆さん方のお知恵というものが欠かせない状況でございますし、今般、専門委員会に新たに加わっていただいた諸先生方も私どもとしては大変期待をいたしているところでございますので、是非今後ともお力添え、御指導、御鞭撻賜りますことを心からお願いさせていただきまして、本日の御審議、大変長時間にわたりましたがけれども、実のある御審議をいただきましたことを御礼申し上げさせていただきまして、一言御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございました。

園田政務官におかれましては、公務ご多忙のところ、最後までおつき合いいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。